

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

(保険年金課)

国保税の賦課においては、応能・応益の原則が取られています。そのなかで、応能・応益負担のバランスをとりながら被保険者間の負担の公平を図り、適正な国保税率、賦課方式などを秩父市国保運営協議会等で検討していきたいと思えます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

(保険年金課)

国保税の賦課において、被保険者間の負担の公平を図ることが重要であると考えます。国保税は、応益の原則があり、均等割を含め公平で適正な税率、賦課方式などを秩父市国保運営協議会等で検討していきます。子どもの均等割については、全国知事会・全国市長会は、「子どもの均等割保険税を軽減する支援制度の創設と必要な財源の確保」を国へ提言していますので、その動向を注視したいと思えます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

(保険年金課)

一般会計及び国民健康保険特別会計の財政が大変厳しいなか、また、県の国保運営方針のなかに一般会計からの繰入の削減が掲げられていることもあり、繰入を増額することは難しいと考えます。歳入確保、歳出削減に努め、健全な国保財政運営を進めていきたいと思えます。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

(保険年金課)

生活保護基準を目安とした保険税の減免基準については設けていませんが、減免制度について、窓口相談等においてご理解いただけるよう丁寧に説明し、状況を確認し、適正に対応したいと思います。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

(保険年金課)

被害をうけた世帯の納税に関し、窓口相談等において状況を確認し、適正に対応したいと思います。減免制度について、ご理解いただけるよう丁寧に説明していききたいと思います。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

(保険年金課)

窓口における一部負担の減免については、規則により減免対象基準を規定しており、原則として生活保護基準(生活保護基準の引き下げが行われた場合は元の水準)以下の収入としています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応していきます。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

(保険年金課)

国保制度について、窓口相談等においてご理解いただけるよう丁寧に説明し、適正に対応したいと思います。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

(収納課)

収入支出等を含む生活状況全般の確認をさせていただき、生活困窮者に対しては、その状況に応じて、生活支援が必要な場合は福祉部門、多重債務等でお困りの場合

には市民相談の窓口等をご紹介するようにしています。

- ② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

(収納課)

給与・年金等の差押を行う場合には差押禁止ルールに則って行っています。さらに禁止額以内の差押を行う場合でも、生活状況の聞き取りをきちんと行い、無理のない範囲での差押としています。

- (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

(保険年金課)

税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき資格証明書等を発行しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し、適正に対応していきます。

- ② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

(保険年金課)

税負担の公平を図るために、納税をお願いしているところです。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明していきたいと思ひます。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

(保険年金課)

資格証明書は、税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき、弁明書の提出に応じない世帯に発行しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応していきます。

- (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

- ① 委員を公募制にしてください。

【回答】

(保険年金課)

委員は現在 17 名で、被保険者代表委員 5 名、保険医・保険薬剤師代表委員 5 名、公益代表委員 5 名、被用者保険代表委員 2 名です。委員構成については、議会や医師会等からの推薦、地区を考慮しての選出により編成しています。公募については、今後検討していきます。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

(保険年金課)

地区別の被保険者代表をはじめ、幅広い人材から 17 名の委員を委嘱し、適正な国保運営が図られるよう協議を重ねています。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

(保険年金課)

自己負担金は、40 歳から 64 歳までの方に 1,000 円を負担していただいています。無料化については、財政状況や他市町村の状況を見ながら検討します。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

(保険年金課)

健診実施期間、健診項目等については、今後も検査機関や医師会等と協議し、受診しやすい環境づくり及び健診の充実を進めていきたいと思えます。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

(保健センター)

保健師の採用に関しましては、人事担当と協議し適正な人員配置を計画的に行っております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

(保健センター)

「健康診査・検査等における個人情報の取り扱いについて」は「個人情報保護法」に準じて保管し、住民の健康増進を図る目的以外には使用しませんとの同意を本人よりいただき、個人情報の管理に留意しております。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

(保険年金課)

短期保険証の発行は、税負担の公平を図ることを目的に行っています。徴収対策の充実を図り、交付者を出さないよう努めていきます。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

(保険年金課)

健康診査は7月から10月の間に無料で実施しています。国保の特定健診とともに、受診会場や日程等を直し受診しやすい環境整備に努めています。歯科健診は、後期高齢者医療制度に加入した次年度に1回無料で実施しています。その他、ガン検診、歯周病検診は無料で受診できます。人間ドックに関し1年度内1回、28,000円を限度に補助しています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

(保険年金課)

人間ドックは1年度内1回、28,000円を限度に補助を実施しています。健康診査、ガン検診、歯周病検査は無料で受けられます。後期高齢者医療制度に加入した次年度に1回無料歯科健診を希望者に実施します。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

(高齢者介護課)

地域支援事業費の平成30年度決算額は3億1,228万3,304円、執行率は91.11%で、概ね見込みどおりとなっております。

事業費が予算額を超えた場合につきましては、上限額の特例制度がありますので、埼玉県等と個別協議を行い、介護保険制度の範囲内で対応いたします。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのよう

におこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

昨年度は、緩和型「緩和型生活支援サービス従事者研修」を実施しました。2日間計11時間の日程で実施し、全過程修了者16名に修了証を交付しました。16名の追跡調査等は行っておらず、実際従事者数は不明であるが、市民から受講希望も多いため今年度も継続実施します。

2、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

(高齢者介護課)

当市は、平成28年4月に総合事業を開始しました。要支援者への訪問型・通所型サービスにつきましては、現行相当サービス及び緩和した基準のサービスを実施しています。

これらのサービスの単価ですが、現行相当サービスにつきましては「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」に従い、従前相当額を設定しています。また、緩和した基準のサービスにつきましては、要支援1の場合、訪問介護ですと提供時間が30～45分で1回2,500円、通所介護ですと提供時間が半日で1回3,300円に設定しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

(包括支援センター・高齢者介護課)

平成28年度から「地域づくりによる介護予防推進事業」に取り組み、ご近所型介護予防として「秩父ポテくまくん健康体操」（通称：いきいき百歳体操）を開催し、閉じこもり予防や認知症予防、住民主体の地域活動を推進している。

平成30年度は、市内16会場で562回開催し、10,354人の参加者があった。

また、サロン活動の推進により、閉じこもり予防と社会参加による生きがいを促進している。

在宅支援サービスについては、配食サービス、緊急通報システム、移送サービス、

紙おむつ支給事業等を実施しています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

(包括支援センター)

認知症の方への支援策としては、地域での認知症の方への見守りの充実を図るため、認知症サポーター養成講座の開催や、その他、認知症サポーター養成講座を受講した方を対象とした認知症サポーター研修会を開催している。

平成30年度は、認知症高齢者の徘徊による行方不明者の早期発見に向けた取り組みとして、初めて徘徊者への声かけ訓練を実施した。

また、認知症の方にかかわる方への支援として、市内4か所で認知症カフェを開催し、参加者から好評を博している。

認知症カフェの運営については、市内の4事業所に業務を委託し、各事業所では趣向を凝らして、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場所を提供している。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの課題としては、介護従事者とりわけ訪問介護員の人材不足による提供事業所の人員配置の困難さが挙げられます。

このような状況を鑑み、平成30年4月から国の基準が改正され、それまで夜間だけに認められていた「オペレーターと訪問介護員の兼務」が日中についても認められることとなりました。

また、都市部と違い移動に時間と経費がかかる山間部の地域においては、少人数の利用者でも事業所として採算が取れるような制度設計が望まれます。

今後もサービスの趣旨普及を進めるとともに、限られた人材資源によって適切なサービスを提供できる体制整備の構築が、課題克服に必要なことと思われま

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をお

こなってください。

【回答】

(高齢者介護課)

介護労働者の処遇改善につきましては、現在、処遇改善加算がつけられています。他の業種との賃金格差を縮め、優秀な人材を確保し、雇用を安定させることが充実した介護サービスの提供に繋がるものと考えておりますので、今後も国に対して処遇改善や制度の充実を要望してまいります。

また、介護労働者の勤務形態等の把握につきましては、事業所の実地指導の際などに確認をしておりますが、併せて働き方改革関連法への遵守状況につきましても、必要な指導・助言を行ってまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

(高齢者介護課)

介護職種の技能実習制度については、人材不足の介護業界における一助となる可能性があるものと考えておりますが、コミュニケーションの問題など課題もあり、今後の動向を注視してまいります。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

厚生労働省が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」によると、全体の約半数の職員が一度でもハラスメントを受けた経験があるという結果が出ており、あらためて介護現場でのハラスメントが重要な問題であると認識しております。

同マニュアルを管轄事業所あて周知するとともに、実地指導や運営推進会議の際に管理者から状況を聴取する等、対策を講じてまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

(高齢者介護課)

第 6 期介護保険事業計画の期間中に特別養護老人ホーム 129 床、看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 施設の整備を行いました。この施設整備により、今後、入所待機者等は解消されていくものと考えています。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

(高齢者介護課)

非課税者（別世帯配偶者含む）には食費、居住費を減額する、負担限度額認定証を発行しており、境界層該当者につきましても同様に行っています。更なる制度の充実を国に要望してまいります。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

(高齢者介護課)

要介護 2 以下の方の特例的な入所につきましては、事業所から意見を求められた場合等、埼玉県の特例入所指針に基づき、状況をしっかり確認しながら適切に対応してまいります。

6、新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

880 万 9,000 円。用途は、地域づくりによる介護予防推進事業等で活用しました。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

令和元年度予算額で 800 万円を見込んでおります。用途につきましては、地域づくりによる介護予防推進事業等での活用を予定しております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

(高齢者介護課)

高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みは行ってまいりますが、介護申請や介護サービスの利用に支障がないよう取組んでまいります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

(高齢者介護課)

当市の第7期における介護保険料については、第6期の介護保険料5,400円を据え置きとしました。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

(高齢者介護課)

介護保険条例で保険料の減免を定めており、また、今年度から国の低所得者への介護保険料の軽減等も拡充されることから、公費による保険料の一部減額を実施しております。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

(高齢者介護課)

被保険者が所得段階別に設定された保険料を負担し合うことにより介護保険制度が成り立っている以上、一定の理由がある場合にはやむを得ず給付額の減額を行うこととなります。要介護認定の申請が出された時点で、給付制限の可能性のある方には可能な範囲で滞納分を納付していただくと、給付制限期間が短縮もしくは消滅する旨をお伝えするほか、滞納者には個別に相談に応じ、分納や臨宅徴収なども行っております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

(高齢者介護課)

重視する点は、介護保険、介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進です。計画の進捗につきましては、給付費は見込額を下回

りましたが、被保険者数・要介護認定率等は、概ね計画どおりの実績となっております。

被保険者数は増加しており、給付総額も増加傾向にあります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

(高齢者介護課)

住民税非課税世帯の方が、在宅介護サービスを利用した場合は、市単独事業の介護保険等サービス利用助成金交付要綱に基づき利用料の一部助成を行い負担の軽減を図っています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

(包括支援センター)

平成 30 年度における、当市の地域包括支援センターへの高齢者虐待に関する相談件数は、市内 3 か所の地域包括支援センター合計で 21 件であった。

深刻な相談への対応に関しては、高齢者虐待防止法の規定により、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合には、地域包括支援センターの職員が高齢者の住所又は居所に立ち入り、調査や質問等の対応を行うことが定められている。

また、虐待防止として有効な方策としては、高齢者虐待防止法に規定されている、住民に対する虐待防止について正しい理解の普及や意識の啓発、相談窓口等の周知の取り組み、また、研修等により市町村担当者の資質の向上を図ることが重要である。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

「秩父市障がい者福祉計画」においても、令和 2 年度末までに、秩父圏域で 1 か所を整備することを目標に掲げております。

令和 2 年度の設置を目指し、秩父地域自立支援協議会で機能や整備方法等について検討していきます。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

自立支援協議会等で検討し、どのような形が望ましいか考えたいと思います

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

近隣 4 町とも連携し、地域の実情にあっているのかも含め、検討したいと考えております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

自立支援協議会において、各団体より意見をお聞きしております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

(障がい者福祉課)

グループホームの入所希望者につきましては、「第五期秩父市障がい者福祉計画」を作成するにあたり「地域生活への移行希望（福祉施設入所者、病院入院者）」および「今後のサービス利用希望」をお聞きしました。また、障害サービスの相談や利用申請時に聞き取りを行い、希望等を把握しております。さらに、障害サービスの利用者一人ひとりを担当している計画相談員が、定期的にモニタリング

を行ったり、必要時には本人や家族、担当者が集まり支援会議を実施し、サービスの見直しや利用希望を検討することでグループホームへの入所希望等も把握しております。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

(障がい者福祉課)

現在、上記回答のとおり実施しており、それぞれの障害者・家族の実態（現状）を把握し、実状に応じた支援方針や目標等の整備計画（支援計画）をたて、対応しております。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

秩父地域全体で高齢化が進んでおり、老老介護、老障介護など、世帯内の実情も複雑かつ問題化しております。

地域の協力を仰ぎながら実態把握に努め、個々のケースに応じて支援会議等を行い、緊急時には速やかに対応できるよう、普段から関係機関と細かく連携をとり、支援につなげてまいります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

(障がい者福祉課)

所得制限に関しては、本人の収入のみを判定し、制限の対象となる基準額も全国平均の所得より高い金額が設定されています。他の障害福祉サービス同様、応能負担をお願いするものとなっておりますことからご理解いただきたと思います。また年齢制限の撤廃に関しましては、県の補助金交付を受けない秩父市の単独補助となり、財政的に大きな影響を与えます。近隣自治体とも協議し、制度を今後も安定かつ継続的に実施していくためにやむを得ない判断となりますので、ご理解いただきたと思います。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

平成 25 年 4 月より全ての医療保険について、秩父市郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)の医療機関では窓口でのお支払いのない現物給付を行って

おります。現物給付の広域化については機会を見て近隣市町村・医師会等のご協力をいただきながら検討していきたいと思っております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

現在、精神障害1級の方が重度医療の対象となるほか、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方は、後期高齢者医療制度の障害認定を受けることで重度医療の対象となります。精神手帳2級の方を助成の対象にすることは、市単独の助成となるため財政状況にも多く影響することから困難な状況です。

- 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

(障がい者福祉課)

当市では移送や外出支援、宿泊等を行う障害児(者)生活サポート事業を実施しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

(障がい者福祉課)

当市が一般財源から登録団体に交付している補助金は例年1700万円前後ですが、埼玉県からの補助金交付額は人口規模による上限額を設けており、年間105万円に留まっています。そのため県から補助金の増額が見込めず市の負担が大きいなか、市単独では今以上のサービスの拡充は困難であると考えております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

(障がい者福祉課)

上記の通りの実情であり、市単独では今以上の使用者の負担軽減は困難であると考えております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

(障がい者福祉課)

当市では人口規模による補助金上限額の撤廃を県に要望してまいりましたが、「当該事業は、法に定められたサービスを補完するために実施している県単独事業であり、補助制度を将来にわたって維持していくために事業開始当初から設定している」との回答を受けております。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

現時点において、福祉タクシー券及び燃料費助成ともに、所得制限・年齢制限いづれも導入することなくご利用いただいております。

燃料費助成については、障がい者本人だけでなく、療育手帳所持者を介護している方、また視覚障がい者を介護している方にもご利用いただいております。近隣自治体の状況を見ましても、おおよそ同じような取り扱いとなっています。助成の対象を介護者や付き添い者まで拡大することは、障がい者の移動以外にも補助してしまう可能性があり、補助額の増加も見込まれるため、現在の秩父市の財政状況では難しいと思われまます。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

(障がい者福祉課)

県・市ともに厳しい財政状況の中、現行制度の維持に努めておりますが、さらなる補助額の増加は難しい現状にあります。今後、近隣市町の動向も踏まえながら、必要に応じ県とも協議して参りたいと考えております。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

(社会福祉課)

災害対策基本法の一部改正に伴い、現在では、「災害時要援護者名簿」ではなく、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っております。

当市では、既に家族の有無に関わらず、本人が希望する場合には、申請手続きを行っていただき、秩父市避難行動要支援者名簿へ登録させていただいております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

(危機管理課)

秩父市では、避難所での避難生活に負担が大きい高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を収容するための二次的避難の施設として、災害時における福祉避難所の開設に関する協定を14施設と締結し、福祉避難所として指定しています。

これらの施設は、普段から利用されている方のいる施設のため、市が災害後の福

社避難所の被害状況や利用状況から受入れの可否を確認した上で、協定に基づき受入れの要請を行いたいと考えております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

(危機管理課)

プライバシーの確保や自宅の防犯、ペットとの避難等の理由により、自宅や車中等避難所以外での避難生活をされる被災者に対しても、情報の提供や救援物資の提供をはじめとする生活支援に支障をきたすことがないよう対策を検討してまいります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

(社会福祉課)

当市では、現在、災害時の避難支援・安否確認を目的として、「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人同意の下、避難支援等関係者【秩父警察署・小鹿野警察署・秩父消防署・秩父市消防団・自主防災組織（町会）・民生委員・秩父市社会福祉協議会】へ情報提供し、地域における支援に活用していただいております。

避難支援等関係者に限り情報提供の同意を得ている現状から、民間団体の訪問を目的とした要支援者名簿の開示につきましては、現段階では考えておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

(こども課)

特定の園を希望しているために待機となっている人を除いては、4月1日時点での待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

(こども課)

0歳(140人) 1歳(212人) 2歳(277人) 3歳(295人) 4歳(296人) 5歳(299人)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

(こども課)

公立保育所につきましては、保育需要を勘案しつつ引続き維持管理に努めてまいります。また、私立の認可保育園、認定こども園につきましては、事業者より具体的に新設の申出があった際には支援してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

(こども課)

当市では、市単独補助金として障がい児保育補助金制度を設け、民間保育所等で一定以上の障がいがある児童を受け入れた場合、児童の障がいの程度に応じて、当該障がい児担当職員の雇用に要する経費について補助を行っております。補助金額につきましては、需要等を精査し、見直していきます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

(こども課)

当市では平成26年度に策定した「秩父市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成29年度に安心こども基金を活用した補助(施設整備)を行い、民間幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行することで、保育の受け入れ枠を確保するとともに、教育・保育の充実を図りました。今後も、待機児童解消のための計画に基づき利用提供体制の確保を図っていきます。当市内に認可施設への移行希望のある認可外保育施設の申し出がきた場合、事業者の意向を把握し、的確な支援ができるようにしてまいります。

- 2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

(こども課)

民間保育所等職員の市独自の処遇改善につきましては、民間保育所等運営費補助金の改定を行い、平成30年度から常勤職員に対して月3,000円の給与補助を行っております。

- 3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

(こども課)

国の制度にのっとり、事業を進めていきます。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

(こども課)

当市では認可外保育施設は、現在、事業所内保育施設のみとなりますが、県レベルでの研修の受講勸奨を行い、また、立ち入り検査等指導を行ってまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

(こども課)

育児休業の取得による退園などの取り扱いは行っておりません。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

(学校教育課)

学童保育の待機児童の解消に向けましては、子ども子育て支援事業計画に沿って、民間施設との連携による対策を実施していくとともに、放課後子ども総合プランに即した学校施設の積極的な活用を図り、支援体制の整備に努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

(学校教育課)

学童保育指導員の処遇改善につきましては、平成28年度から民間学童クラブへの委託事業として実施している放課後児童支援員処遇改善事業の活用について、引き続き実施するとともに、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、委託事業費に加算するよう人事、財政当局へ相談してまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

(学校教育課)

当市におきましては、国が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」をもとに、秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、学童保育の充実に努めております。

今後も、当基準に基づき、設備及び運営の質の向上をはかりながら、放課後児童健全事業の発展に努めてまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

(こども課)

平成30年10月より、制度の対象を18歳年度末まで拡充いたしました。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

(こども課)

今後、検討していきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

(社会福祉課)

生活保護の「しおり」は社会福祉課カウンター前のパンフレットスタンドやカウンターに常時置いてあります。

当市で作成している「しおり」には、①～⑤までは明記していますが、基準額や加算額は個別のケースで違うため概要のみ明示しています。そのため、聞き取りにより口頭で詳細説明を行っております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

い。

【回答】

(社会福祉課)

生活保護制度の正しい理解を進めるため、「生活保護のしおり」は常に社会福祉課カウンター前のパンフレットスタンドやカウンターに置いてあり、誰でも自由に手に取れるようになっていきますし、誤解や偏見が生じないよう丁寧な制度説明に心がけております。

また、身近な相談相手である民生委員へ生活保護制度の研修を行い、必要な方からの問い合わせや相談に対応できるよう努めています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

(社会福祉課)

生活保護制度は世帯を単位としていることから、一緒に生計を営むご家族がいる場合には同意を得ていただくよう説明をさせていただきます。

求職活動をしないと生活保護の申請ができないとか、持ち家や車があると申請ができないといった説明はしておりません。

制度説明を行った場合は必ず申請意志を確認し、申請を希望された方にはただちに申請書類の交付を行っております。

申請権の侵害をしないよう常に注意を払って対応しておりますが、申請拒否や水際作戦と疑われることがないように、引き続き注意を払い対応してまいります。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

(社会福祉課)

「保護決定・変更通知書」には扶助費の明細や支給額、保護の変更の時期や理由等を記載してわかりやすくしておりますし、わからないことがあればいつでも説明いたします。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧

な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

(社会福祉課)

当市では、ケースワーカーの増員により厚労省の標準数をクリアしていますが、事務の複雑化や支援困難世帯の対応等で、ケースワーカーの負担軽減はあまり実感できない状況です。

このような中、県等が実施する研修に積極的に参加するとともに、OJTなどの所内教育により資質向上に努め、生活保護制度の適切な運営と親切・丁寧な対応に努めております。

今後も引き続き必要人員の確保や有資格者の配置などについて、人事当局へ働きかけてまいります。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

(社会福祉課)

修学旅行準備金については対象者の洗い出しを行い、申請漏れがないようしています。また、制服買替費用の支給については、担当ケースワーカーが訪問時に説明するなどしています。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

(社会福祉課)

生活保護制度では、当該世帯に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、一定の基準に該当する場合は、冷暖房器具の購入に際し、一定額を支給することが認められていますので、担当ケースワーカーへ御相談ください。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

(社会福祉課)

当市では、生活困窮者自立支援法に基づき、日頃、他部局とも連携を図りながら、相談支援を実施しております。その中で、生活保護が必要な方に対しては、制度説明を実施し、申請意志を確認しています。そのため、生活保護が利用できる人を除外するような対応は行っておりません。